

国道161号 小松拡幅13工区 環境影響評価準備書
 環境の保全の見地からの意見【庁内意見】に対する事業予定者の見解

資料3

番号	項目	意見	事業者回答
1	全般的事項	工事車両及び廃棄物運搬車両等の走行により周辺道路の交通環境が阻害されないよう、地域住民等に対して丁寧に周知・説明し、地域住民等の意見を踏まえた交通計画としてください。	事業実施にあたっては工事に関する事前の十分な周知・説明を行い、地域住民の意見を踏まえた交通計画に努めます。
2	全般的事項	当該事業計画地は、琵琶湖国定公園第2,3種特別地域内であり、自然公園法第20条第3項の規定による許可申請が必要です。	同法の規定に基づき許可申請手続きを行います。
3	景観	環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)9-12-2頁の表9-12-2関係市町への聞き取り先等において、高島市および大津市の都市計画部局が記載されていません。 準備書9-12-31の3)にて「環境保全措置の実施にあたっては、「高島市景観計画」および「大津市景観計画」で定められている良好な景観の形成に関する方針に配慮して、適切に行うものとする」とありますので、今回計画が両市の景観計画に適合するものとされると認識しておりますが、両市の都市計画部局と調整のうえ実施されますようお願いいたします。	環境保全措置の実施にあたっては「高島市景観計画」および「大津市計画景観」を踏まえて事業実施段階に両市の関係部局と調整のうえ実施します。